

事 務 連 絡
令和6年 12月27日

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 御中

倉敷市社会福祉部障がい福祉課

個別サポート加算（Ⅱ）を算定する場合の取り扱いについて

平素から、本市の福祉行政についてご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において創設された、「個別サポート加算（Ⅱ）」について「個別サポート加算（Ⅱ）算定に係る報告書」を提出して頂いておりますが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、支援状況等の共有頻度の変更がありましたので、下記のとおりとします。

記

1 請求方法

国保連に請求してください。

2 提出書類

（1）個別支援計画の写し

（2）個別サポート加算（Ⅱ）算定に係る報告書

※6か月毎（前回提出から6か月）に提出してください。

3 提出期限

サービス提供月の翌月5日まで。

4 提出先等

倉敷市障がい福祉課へ郵送もしくは窓口で提出。

5 その他

期限までに提出書類が確認できない場合は返戻扱いとします。

問い合わせ先

倉敷市社会福祉部障がい福祉課 担当：森 草原

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電 話 086-426-3305 F A X 086-421-4411

メール wlfdsb@city.kurashiki.okayama.jp